

BEPS2.0 - BEPS 進行状況にかかわるまとめ-

December 2019



About Mazars

MAZARS は監査、会計、税務及びアドバイザリーサービスに特化した、国際的に統合された独立組織です。

2019 年 10 月時点で、世界 89 ヶ国に業務を展開し、40,000 人のプロフェッショナルがクライアントの各発展段階をサポートしています。

BEPS 行動計画の最終報告書の公表から既に 2 年が経過し、現在はこれらの行動計画が実施される段階に移行しています。また、BEPS 包括的フレームワーク（Inclusive Framework on BEPS）への参加も 130 を超える国と地域に上っています。

そこで今回以降、現段階での BEPS の進行状況について解説を行っていききたいと思います。

そもそも BEPS って？

ここでは、日本国税庁、日本財務省、OECD（経済協力開発機構）ホームページにおける BEPS の説明についてみてみましょう。

日本国税庁

BEPS プロジェクト-税源浸食と利益移転（BEPS: Base Erosion and Profit Shifting）への取り組みについて –

OECD では、近年のグローバルなビジネスモデルの構造変化により生じた多国籍企業の活動実態と各国の税制や国際課税ルールとの間のずれを利用することで、多国籍企業がその課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行っている問題（BEPS）に対処するため、平成 24 年より BEPS プロジェクトを立ち上げました。

日本財務省

BEPS 防止措置実施条約の概要及び経緯

- 本条約は、BEPS プロジェクトにおいて策定された BEPS 防止措置のうち租税条約に関連する措置を、本条約の締約国間の既存の租税条約に導入することを目的としている。
- 本条約の締約国は、租税条約に関連する BEPS 防止措置を多数の既存の租税条約について同時かつ効率的に実施することが可能となる。
- 本条約により導入可能な BEPS 防止措置は、①租税条約の濫用等を通じた租税回避行為の防止に関する措置、及び、②二重課税の排除等納税者にとっての不確実性排除に関する措置から構成される。
- 本条約の各締約国は、既存の租税条約のいずれを本条約の適用対象とするかを任意に選択することができ、また、本条約に規定する租税条約に関連する BEPS 防止措置の規定のいずれを既存の租税条約について適用するかを所定の制限の下で選択することができる。

OECD

BEPS とは、租税回避のために税ルールの隙間や齟齬を利用するという多国籍企業による租税戦略をいいます。開発途上国は法人所得税への依存度が高いことから、BEPS により深刻な影響を受けていることを意味します。BEPS により、世界的に毎年 1,000～2400 億米ドルの収入が失われています。OECD/D20 のイニシアティブによる BEPS 包括的フレームワークを通して、130 を超える国と地域が協力し、租税回避を是正し、国際租税ルール遵守を促進し、より透明な課税環境を担保するための 15 の施策の導入に励んでいます。

これらを見られてどうでしょうか？ BEPS というものが租税回避行為であり、これに対応しなければならないということだけはぼんやりと分かっていただけなのではないでしょうか。それと同時に、具体性に欠け掴みどころがないものであろうことも感じていただけたのではないのでしょうか。

それでは、以下で、BEPS の概念について簡単にまとめてみたいと思います。

BEPS という言葉に含まれる 2 つの意味

BEPS の理解にあたっては、大まかに 2 つに分類することが有効です。まず、行為としての BEPS があり、次に行為への対応としての BEPS があります。さらに、前者は行為自体とその影響に区分され、後者は対応方法の策定とその導入に区分されるといえるでしょう。

行為としての BEPS

ここでは、具体例を理解していただくために、従前話題になったダブルアイリッシュ・ダッチサンドイッチという手法を見てみましょう。

これは米国大手 IT 企業により採用されている租税回避スキームであり、ここでは、「ダブルアイリッシュ」というスキームに「ダッチサンドイッチ」というスキームを組み合わせ、さらに、タックス・ヘイブンである英国領バミューダの要素を組込むことにより、米国から見た税金を極めて低い水準に抑える行為です。

まず、国外に法人を作りコスト・コントリビューション・アレンジメントと呼ばれる共同開発契約を締結することにより、自らが開発した無形資産から発生する収益の一部を米国国外に子会社に帰属させます。次に、ダブルアイリッシュにより、米国親会社への配当を行わない限り、米国における課税から解放されるものとなります。その後、ダッチサンドイッチにより、収益のやり取りに伴い課税されることとなる源泉徴収税を回避することが可能となります。

この影響は、表面的には、当該スキームに含まれる米国法人、アイルランド法人、オランダ法人、英国法人においてほぼ課税が発生しないということといえますが、より根源的には顧客の所在国において税金を発生させないということが問題といえます。

さらに、この問題を一般化した場合には、以下のように表現されます。

これらの類似のスキームが多くの特国籍企業により採用されており、採用自体は現時点における国際税務の観点からは、合法的なものと考えられています。しかしながら、これらのスキームは、国内で活発な経済活動を行う多国籍企業に対して、自国の課税権を行使できないという事象、すなわち、自国の経済発展が国家税収には反映されないという各国財政に対する重大な不安定要素をもたらすものとして問題視されています。

対応としての BEPS

BEPS プロジェクト

BEPS プロジェクトとは、2013 年 9 月に開催された G20 サミットにおいて、BEPS 行動計画を策定するために支持された OECD を中心とした多国間共同プロジェクトです。OECD 非加盟 G20 諸国が OECD 加盟国と対等な立場で参加する OECD 非加盟 G20 メンバー 8 カ国及び OECD 加盟申請国を含めた 46 カ国（2016 年 6 月現在）により構成されていましたが、後述の包括的フレームワークに発展的に移行しています。

BEPS 行動計画

BEPS プロジェクトにおいて、BEPS 問題への対応のために、それぞれの関連性に基づき区分された 15 のトピックについてまとめられた報告書をいいます。

BEPS 包括的フレームワーク

BEPS 包括的フレームワークとは、2016 年以降、BEPS 対応が、従来の行動計画策定段階から、実施段階に移行しており、これにより BEPS プロジェクトは発展的に解消し、BEPS 包括的フレームワーク（Inclusive Framework on BEPS）と呼ばれる組織体に移行しています。

ここでは、BEPS 行動計画における 4 つのミニマムスタンダードにかかわる各国の導入状況のモニタリングを含む BEPS パッケージの包括的促進がなされています。

【参考】BEPS 行動計画ミニマムスタンダード

BEPS 5 有害税制対応

- ・ 優遇税制の審査及び情報の透明化
有害税制の判定方法についての合意された方法による判定
有害税制についての把握及び国際間での情報の交換

BEPS 6 租税条約濫用の防止

- ・ 租税条約濫用の防止にかかわる租税条約の改正
 1. 租税条約のタイトル・前文に、租税条約が、租税回避・脱税（濫用を含む）を通じた二重非課税または税負担の軽減の機会を創出することを意図したものでないことを明記すること
 2. 租税条約に、一般濫用防止規定として、主要目的テスト(Principal Purpose Test: PPT)、主要目的テスト及び簡易的特典制限条項（Limitation on Benefit: LOB）、特典制限条項及び導管取引防止規定（限定的主要目的テスト）のいずれかが規定されること

BEPS13 移転価格関連の文書化

- ・ 国別報告書の実施

国別報告書作成にかかわる国内法制の整備及び内容についての国際間での共有及びその適切な使用

BEPS14 紛争解決メカニズムを効率化

- ・ 相互協議を効率的に運用するための措置の実施

1. 相互協議手続の誠実な実施と事案の適時解決のための措置
2. 租税条約上の紛争の予防及び適時解決に資する行政手続の確保のための措置
3. 納税者による相互協議へのアクセスを確保するための措置

次回以降は、BEPS の進行状況について、耳にすることの多い MLI（BEPS 防止措置実施条約）も含めて項目ごとにみていきたいと思います。

以上

この記事は三菱東京 UFJ 銀行（中国）有限公司の China Report からの転載記事となります。
(<http://rmb.bk.mufg.jp/chinareport/economics/>)

CONTACT

Mazars

Japan Desk

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa

パートナー Partner

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

MAZARS JAPAN DESK (CHINA) CONTACTS

Japan Desk SHANGHAI OFFICE

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa

パートナー Partner

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

吉野 健太 Yoshino Kenta

シニアコンサルタント Senior Consultant

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kenta.yoshino@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

More informations on
www.mazars.cn